

会計検査院による検査及び「教職員給与費の適正執行等に関する調査」結果に基づく処分・措置等について

平成25年3月26日
北海道教育庁

1 経過

- ・ 会計検査院は、平成22年度に道教委と札幌市教委が行った「教職員の服務規律等の実態に関する調査」（以下「服務実態調査」という。）の結果、一部の教職員が勤務時間中に有給休暇等の手続をとることなく、職員団体のための活動を行っていたことなどが明らかになったことを踏まえ、義務教育費国庫負担金の執行に関わる道内209校の市町村立小中学校の道費負担教職員の勤務状況について検査を行い、その結果を平成23年11月に公表し、勤務時間中における職務専念義務が遵守されていないにもかかわらず、その時間の給与が支給されていたものなどについて指摘した。
- ・ こうした事態を踏まえ、平成23年10月、文部科学省から道教委に対し、全道の小中学校等義務教育費国庫負担金の対象となる教職員に係る平成18年度から平成21年度までの4か年について会計検査院と同様の調査を実施するよう指導があったところであるが、道教委では、平成23年11月から、「教職員給与費の適正執行等に関する調査」（以下「全道調査」という。）を、国から指導があった対象学校種や年度に加え、道立高等学校や市町村立定時制高等学校等の教職員も対象とし、平成22年度も加えた5か年分について、国庫負担金や道費の適正執行等の観点から本調査を実施し、昨年11月に最終調査結果を公表した。
- ・ このたび、会計検査院の検査結果や全道調査の結果、職務専念義務違反等の法令等に違反する行為が明らかになった教職員等（札幌市を除く）について、処分等を行う。
- ・ なお、先行して全道調査を実施した平成24年3月末退職予定者については、会計検査院の検査結果や全道調査の結果、職務専念義務違反等の法令等に違反する行為が明らかになったもの（札幌市分を除く）について、既に平成24年3月に処分等を行っている。

2 学校職員関係の処分等の内容

(1) 非違行為等別の処分等の内容

ア 勤務時間中に職員団体のための活動を行っていたもの

〔 ・職員が、勤務時間中に年休等の正規の手続をとらずに校長との話し合い等に参加したものの 〕

当時の職名	量定（処分事由）	人数	現在の職名	小	中	高	特	計
校長	文書注意 （監督責任）	8人	校長	4	4			8
一般職員	文書注意 （職務専念義務違反）	33人	教頭 一般職員	2 20	1 10			3 30

イ 長期休業の期間等において勤務時間が遵守されていなかったもの（機械警備記録等によるもの）

〔 ・長期休業の期間等において、機械警備が勤務時間の始業時刻後に解除されたり、終業時刻前に開始されており、職員や管理職自らが始業時刻後に出勤又は終業時刻前に退勤したものの 〕

当時の職名	量定（処分事由）	人数	現在の職名	小	中	高	特	計
校長	戒告 （職務専念義務違反）	75人	校長 事務局職員	40	31	1		72 3
	文書注意 （監督責任）	124人	校長 一般職員 事務局職員	63 1	55	2	2	122 1 1
教頭	文書訓告 （職務専念義務違反）	142人	校長	51	15	1		67
			教頭 一般職員	48	26			74 1
一般職員	文書注意 （職務専念義務違反）	492人	校長	1	1			2
			教頭	21	7			28
			一般職員 事務局職員	281	162	3	6	452 10

ウ 校外において行ったとしていた研修を実際には行っていなかったなどのもの

- 〔 ・ 研修報告書等に記載のある研修実施日が図書館等休館日となっており、校外研修を行った事実が確認できないもの 〕

当時の職名	量定（処分事由）	人 数	現在の職名	小	中	高	特	計
校 長	サービス上の指導 （監督責任）	77人	校 長	45	20	5	4	74
			一 般 職 員				3	3
一 般 職 員	文書訓告 （職務義務違反）	188人	教 頭	1				1
			一 般 職 員	96	47	15	29	187

エ 外勤、出張及び職専免の取扱いが適切でなかったもの

- 〔 ・ 勤務時間中に行うことが認められていない教育研究団体等の会計業務等に従事していたもの 〕

当時の職名	量定（処分事由）	人 数	現在の職名	小	中	高	特	計
校 長	サービス上の指導 （監督責任）	91人	校 長	50	36	1	2	89
			一 般 職 員	2				2

※職員は、校長の承認のもと、外勤等を行ったものであることから、職員本人の責任は問わない。

オ 勤務時間の遵守に関する調査の中で、不適切であったことを裏付ける本人の証言は得られなかったが関係書類の記載内容及び聞き取りの内容から明らかに不自然であると判断されるもの

- 〔 ・ 全道調査において、不適切であったことを裏付ける本人の証言は得られなかったが、機械警備記録等において客観的にみて明らかに不自然な勤務実態にあることについて、合理的な反証がなく、結果として、適切に勤務していたことについての説明責任を果たすことができなかったもの 〕

当時の職名	量定（処分事由）	人 数	現在の職名	小	中	高	特	計
校 長	文書注意 （監督責任）	165人	校 長	93	64	1	2	160
			一 般 職 員	1				1
			事務局職員					4
その他の職員	サービス上の指導 （説明責任）	2,772人	校 長	51	22			73
			教 頭	126	61			187
			一 般 職 員	1,797	687	10	18	2,512

(2) 学校職員関係の量定別処分等一覧

(単位：人)

区 学校別	分 職名 (現在)	懲戒処分 戒告	訓戒措置		小計	服務上 の指導	合計 (実人員)	小計と 合計の 重複数
			文書 訓告	文書 注意				
小学校	校長	40	51	78	169	132	258	43
	教頭		49	23	72	126	176	22
	一般職員		96	290	386	1,799	2,112	73
	計	40	196	391	627	2,057	2,546	138
中学校	校長	31	15	51	97	72	151	18
	教頭		26	8	34	61	83	12
	一般職員		48	170	218	687	875	30
	計	31	89	229	349	820	1,109	60
高等学校	校長	1	1	1	3	6	8	1
	教頭				0		0	
	一般職員		15	3	18	10	28	
	計	1	16	4	21	16	36	1
特別支援 学校	校長			4	4	6	9	1
	教頭				0		0	
	一般職員		29	6	35	21	53	3
	計	0	29	10	39	27	62	4
学校職員 計	校長	72	67	134	273	216	426	63
	教頭		75	31	106	187	259	34
	一般職員		188	469	657	2,517	3,068	106
	計	72	330	634	1,036	2,920	3,753	203
事務局職員		3		11	14		14	0
合計		75	330	645	1,050	2,920	3,767	203

(参考)

平成24年3月既処分・措置等者数	14	18	64	96	13	108	1
総計	89	348	709	1,146	2,933	3,875	204

※注1 「小計と合計の重複数」欄は「懲戒処分・訓戒措置」と「服務上の指導」との重複数。

2 ア～オの項目を複数重複する職員がいるため、項目毎の人数の合計（該当者数）と上記合計（実人員数）とは一致しない。

(3) 処分等年月日

ア 懲戒処分（「戒告」）

・全職員：平成25年3月26日、教育局、市町村教育委員会等で処分辞令交付

イ 訓戒措置（「文書訓告」、「文書注意」）及び「服務上の指導」

・道立学校・事務局職員：平成25年3月26日、教育局、道立学校で実施

・市町村立学校職員：平成25年3月26日～31日、市町村教育委員会等で実施

※注1 「服務上の指導」は、服務監督権者からの指導の範疇であり、訓戒措置ではない。

2 「文書訓告」、「文書注意」及び「服務上の指導」の実施については、市町村立学校にあっては服務監督権者である市町村教育委員会が、道立学校にあっては北海道教育委員会が行う。

3 教育庁等職員の管理監督責任

- (1) 道教委においては、会計検査院が行った会計実地検査及び道教委が行った「教職員給与費の適正執行等に関する調査」等の結果、勤務時間中に有給休暇等の正規の手続をとることなく、職員団体のための活動を行っていたことなど、学校職員の一部において給与費の執行に適正を欠く事態が全道的に明らかとなったことは、結果として、学校職員のサービスの実態の把握や指導の徹底が十分でなかったと言わざるを得ないものであり、本道教育行政に対する道民の信頼を大きく損なうに至ったものである。
- (2) 以上のことから、道教委の指導的責任は免れないものであり、道教委事務局の事務を統括し、職員を指揮監督する立場にある教育長のほか、調査対象年度（H18～H22）当時、学校職員のサービスの指導・監督に関する事務を掌理し、所属職員を監督する立場にあった職員に対し、次のとおり訓戒措置を行ったもの。

職 名	措 置	措置年月日
教育長	文書訓告	平成25年3月25日
教育次長（総括）ほか6名	文書訓告	